

デジタルヒューマン協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は、デジタルヒューマン協議会と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、デジタルヒューマンの社会実装を目指すことを目的とする。

(事務局および事務局の所在地)

第3条 本協議会の事務局は日本電気株式会社が担い、事務局は日本電気株式会社内（東京都港区芝5丁目7-1 NEC 本社ビル）におく。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 定期的な協議会の開催
- (2) デジタルヒューマンに関する議論
- (3) デジタルヒューマンの社会実装に向けた提言活動
- (4) 会員企業などによるプロジェクトの組成

(会員)

第5条 本協議会の会員は、会の目的に賛同し入会した企業とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする企業は、入会申込書をデジタルヒューマン協議会事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員種別による年会費は以下とし、請求書記載の期日までに指定の銀行口座に振込ものとする。なお、会費は不課税とする。

- (1) 上級会員：100万円
- (2) 中級会員：60万円
- (3) 通常会員：30万円

(退会)

第8条 会員は運用ルールに従い、デジタルヒューマン協議会事務局に退会届を提出することで、退会することができる。自社都合による退会の場合、会費の返還は行わない。

(解散)

第9条 理事会の過半数の賛成により、協議会の解散ができる。解散時期に応じて会費の返還を行う。

(理事会)

第10条 2023年度上期より協議会に参加していた企業を理事とする。理事会の権限は次の通りとする。

- (1) 新規入会企業に対して入会の決議を行い、理事会の過半数の反対があった場合には入会を拒否できる。
- (2) 理事会の過半数の賛成により、協議会の解散が決議される。

(変更)

第11条 この会則は、協議会全会員の過半数の承認により、内容を変更することができる。

(細則)

第12条 本協議会は、本会則を実施するにあたって細則（運用ルール）を別に定める。

附則

1 この会則は、2023年10月1日から施行する。

2024年1月 一部改正し、第二版を施行